

障害者差別解消法



しょうがい りゆう さべつ ほうりつ
「障がい理由とした差別」をなくすための法律です。

すべ ひと たが ひと そんな あ とも
全ての人がお互いにその人らしさを尊重し合いながら共
い しゃかい つく もくてき
に生きる社会を作ること目的としています。
くに じちたい かいしゃ みせ しょう りゆう ふとう
国・自治体・会社やお店などが、障がいを理由に不当な
あつか しゃかい なか ふべん
扱いをしてはいけないこと、また社会の中にある不便や
こま ひつよう はいりょ ごうりてきはいいよ おこな
困りごとをなくすために必要な配慮（合理的配慮）を行
うことを決めています。

ほうりつ たいしょう しょう ひと
この法律で対象となる「障がいのある人」とは？

てちょう も ひと しんたいしょう ちてきしょう
手帳を持っている人だけでなく、身体障がい、知的障
せいしんしょう はったつしょう ひと ふく
い、精神障がいのある人（発達障がいのある人も含む）
た こころ からだ はたら しょう ひと しょう
その他の心や体の働きに障がいのある人で、障がいや
しゃかい なか にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ
社会の中にあるバリアによって、日常生活や社会生活に
そうとう せいげん う ひと たいしょう
相当な制限を受けている人すべてが対象です。
しょう じどう ふく
障がいのある児童も含まれます。

こま こえ
困ったときは、声をあげましょう！

しょう りゆう さべつ かん そうだんまどぐち
障がいを理由とする差別に関する相談窓口

しょう りゆう さべつ かん こま
障がいを理由とする差別に関して、お困りのことがございましたら、
きがる そうだん
お気軽にご相談ください。

【お問合せ先】 (月～金 8:30～17:15)

ふくい しゃくしょ ふくしけんこうぶ しょう ふくしか
福井市役所 福祉健康部 障がい福祉課

でんわ
電話 0776-20-5435

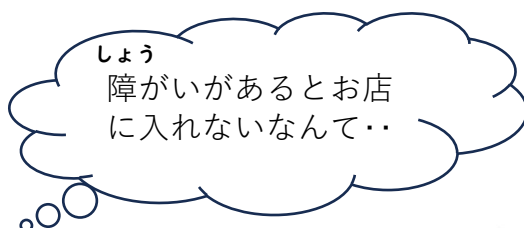
ふあつくす
FAX 0776-20-5407



ふとう さべつてき と あつか

不当な差別的取り扱いとは？

せいとう りゆう しょう りゆう ていきよう
正当な理由なく、障がいとしてサービスの提供を
きよひ せいげん じょうけん つ こうい
拒否したり制限したり条件を付けたりする行為をいいます。



ごうりてきはいりよ

ていきよう

合理的配慮（の提供）とは？

しょう かた なん はいりよ もと ばあい ふたん
障がいのある方から何からの配慮を求められた場合に負担
になりすぎない範囲で社会の中にあるバリアを取り除くた
め必要で合理的な配慮を行うことを言います。

はいりよ おこな い
どうしても配慮が難しいときは、その理由を丁寧にお伝え
し、ご理解いただけるよう努めます。

たとえ き と じじょう つた ひつだん たいおう
例えば・・・アナウンスが聞き取れなかったが、事情を伝えると筆談で対応
してくれた。

でいりぐち

出入口にスロープがあったのでスムーズに入ることが出来た。



ねん がつ かいしゃ みせ
2024年4月から会社やお店
しょう ひと
なども障がいのある人への
ごうりてきはいりよ ていきよう ぎむか
合理的配慮の提供が義務化
されました。

